

平成 30 年 4 月 4 日
永倉精麦株式会社

お客様並びにお取引様へ

「当社製造の大麦製品に使用する食糧用輸入大麦」について

昨日（平成 30 年 4 月 3 日）農水省より輸入された豪州産大麦から残留農薬が食品衛生法に定める基準値を超え検出されたとの発表がありました。当社の製造する大麦製品について以下ご案内申し上げます。

記

当社の使用する大麦はカナダ産大麦を使用しており、報道にありました当該農薬は使用されていない事を確認しております。

当社の使用する大麦は、輸入時に国の法令に準拠し残留農薬検査を実施し、食品衛生法に定める基準値以下である事を確認しております。

当社の使用する大麦について栽培履歴を確認し、念のため使用された農薬について検査を行い、結果が分りしだいご案内申し上げます。

以上